

天草市生活排水処理施設整備構想(素案)への意見募集

市では、熊本県生活排水処理構想の見直しに合わせて、市町合併の進展、人口減少時代の到来など社会情勢の変化を考慮し、生活排水処理施設の整備手法についての「天草市生活排水処理施設整備構想」を策定しています。今回、同整備構想(素案)についてご意見を募集します。なお、この素案は、本庁・下水道課または牛深支所・建設課、その他の支所・産業建設課で閲覧できるほか、市のホームページにも掲載しています。

▼**募集期間** 4月1日(金)から同30日(土)まで。

▼**提出方法** Ⅱご意見をまとめたもの(様式は自由)に、住所・氏名を記入し、本庁・下水道課へ提出してください。また、ご意見が素案のどの部分に関するものか、を明記してください。なお、電話や口頭によるご意見は受け付けません。

▼**郵便・持参** 〒863100 13市内今釜新町3543

天草市役所・下水道課

〔FAX〕②③3499

〔電子メール〕gesuidouka@city.amakusa.lg.jp

※詳細は本庁・下水道課(本渡浄化センター内) ☎②③3498へお尋ねください。

あんま・はり・灸施術券を支給します

市の国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している被保険者に「あんま・はり・灸施術券」を支給します。施術券は、市が指定する施術所で利用できます。

▼**助成額** Ⅱ1回当たり800円。1回につき1枚使用可。

国民健康保険加入者は1世帯年間40枚まで、後期高齢者医療制度加入者には1人年間20枚まで支給。

▼**申込方法** Ⅱ必要な人は、本庁・保険年金課または牛深支所・市民福祉課、その他の支所・総務市民課へお申し込みください。

▼**持参するもの** Ⅱ国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証。

※詳細は本庁・保険年金課(内

線1133)へお尋ねください。

福祉基金を「」利用ください

市では、「天草市福祉基金」の一部を活用して、民間団体や企業、住民組織が創意工夫を凝らして行う自主的な福祉活動に対して助成をしています。ただし、次の事業は除きます。①個人に金品を支給する事業②国または県、市の補助事業③地方公共団体が事業の実施主体として行う事業④営利を目的とする事業。

▼**助成金額** Ⅱ助成対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満は切り捨て)で、1件につき年額50万円を限度とします。

▼**申込方法** Ⅱ本庁・社会福祉課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、6月30日(木)までに同課へ提出してください。

※詳細は本庁・社会福祉課地域福祉係(内線1406)へお尋ねください。

市民提案を募集します

市では、市政に対するご意見や提案などを「市のホームページのご意見箱」や「市長への便り」などで随時受け付けています。豊かで住みよい天草市づくりにつながるような、建設的なご提案をお寄せください。

▼**対象** Ⅱ市民であればどなたでも提案できます。

▼**提案方法** Ⅱ便せんなど(様式は自由)に、住所、氏名、電話番号を記入し、本庁・秘書課へ提出してください。

▼**郵送** 〒86318631 (住所記載不要) 天草市役所・秘書課

〔FAX〕②⑦016

〔電子メール〕 hisyoka@city.amakusa.lg.jp

※詳細は本庁・秘書課秘書係(内線1206)へお尋ねください。

中小企業等

短期資金融資のご案内

▼**融資の受付** Ⅱ年間を通じて

融資の申し込みを受け付けています。

▼**融資期間** Ⅱ12カ月以内。

▼**融資対象** Ⅱ次のすべてに該当する人。①市内に店舗または事業所を有し、金融機関の貸し付けの対象となる中小企業者②同一事業を引き続き1年以上経営していること③市税を完納していること。

▼**資金の用途** Ⅱ短期運転資金または設備資金。

▼**融資限度額** Ⅱ1件につき500万円以内。

▼**貸付利率** Ⅱ保証付きは、年2・10%(保証料年0・45%、1・90%が別途必要)、保証なしは、年3・10%。

▼**申込受付** Ⅱ市内の商工会議所または市商工会で受け付けています。

※詳細は各商工会議所 ☎②2001(本渡)・☎③3141(牛深)または市商工会 ☎③③2525へお尋ねください。



農業委員会からのお知らせ

農業労働賃金標準額

平成23年度の農業労働賃金標準額が下表のとおり決まりました。これらの額は、それぞれ4月1日(金)から適用されます。

◆**農業労働賃金標準額(基盤整備されている田・畑)**

機材名等	作業内容	単位	標準額
耕うん機・トラクター	あらぐれ	10a(約1反)当たり	6,500円
	しろかき		6,500円
	あらぐれ・しろかき		10,000円
	水田あと平耕起		5,800円
	水田あと畝立		8,800円
田植機	田植え		6,000円
バインダー	刈り取り		5,500円
コンバイン	刈り取り		6,500円
ハーベスター	稲脱穀	30kg	13,000円
ロールバラー	稲わら梱包作業	10a当たり	500円
人	一般農作業	8時間	5,500円

※この労働賃金はあくまでも標準であるため、基盤整備が済んでいない田畑や軽油等の燃料価格の変動に伴う経費の増加などは、地域の実情を考慮のうえ、当事者間で決めてください。なお、営農組合や受託組合などは、それぞれの受託料金が設定されています。

【問い合わせ先】 本庁(別館)・農業委員会事務局農地庶務係(内線2561)

農地の転用には許可が必要です

農地を宅地や駐車場、植林など農地以外のものに転用するときは、事前に農地法による許可を受けなければなりません。

〔転用許可申請の手続き〕

- 自分が所有する農地を転用する場合は、転用する本人が申請してください。
- 他人所有の農地を買ったり借りたりして転用する場合は、農地の所有者と転用する本人が申請してください。

■**手続き方法** = 本庁(別館)・農業委員会事務局または牛深支所・産業振興課、その他の支所・産業建設課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、同所へ提出してください。なお、添付しなければならない書類もありますので、期日に余裕をもって事前にご相談ください。※申請書などは、市のホームページにも掲載しています。

■**受付期間** = 毎月5日から10日まで。

〔標準的な処理期間〕

申請書を受け付けて、農業委員会総会で審議し、通常は翌月の下旬に県知事から許可証が交付されます。

国保の加入・脱退には届け出が必要です!

職場の健康保険(社会保険や健康保険組合など)に加入している人や後期高齢者医療制度の対象となる人、生活保護を受けている人以外は、国民健康保険(国保)に加入することになります。また、新たに国保に加入する場合や就職などにより脱退するときは、届け出が必要です。

●**持参するもの**

- ・国保に加入する場合…社会保険の資格喪失日を確認できるもの(資格喪失証明書、離職票など)。
- ・国保を脱退する場合…国保と職場の健康保険の両方の保険証

※いずれも子ども医療の対象者がいる場合は、子ども医療受給者証もご持参ください。

- 加入の届け出が遅れると…**保険証がないため、その間の医療費はいったん全額自己負担することになります。

また、国保税は加入の届け出をした月からではなく、資格を取得した月までさかのぼって納める必要があります。

- 脱退の届け出が遅れると…**新しく加入した保険の保険料と国保税を、二重に納めてしまうこととなります。

また、職場の健康保険などへ加入した後に国保の保険証を使って受診すると、国保が負担した分の医療費を返納していただく場合があります。

【問い合わせ先】 本庁・保険年金課国民健康保険係(内線1133)